

愛知県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (平成29年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量 (kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル			2.0E+0	1.7E+2	174.2
64	エトフェンプロックス		6.7E+1	2.9E+1	8.8E+1	184.2
117	デブコナゾール				2.7E+1	27.2
139	トラロメトリン			6.3E+1	6.7E+0	69.7
140	フェンプロパトリン			1.8E+1		18.2
153	テトラメトリン	1.2E+3	2.9E+1	9.5E+2	2.2E-1	2,198.8
181	ジクロロベンゼン	1.2E+3	8.9E+2			2,101.0
225	トリクロルホン		1.5E+1			14.8
248	ダイアジノン		1.3E+1			12.9
251	フェントロチオン		1.0E+3	1.9E+1		1,047.3
252	フェンチオン	1.2E+2	2.6E+2			380.2
256	デカン酸				1.4E+1	13.5
350	ペルメトリン	7.6E+1	9.3E+1	1.2E+2	5.8E+1	351.6
405	ほう素化合物			4.9E+1	5.8E+0	54.6
427	カルバリル			7.3E+2		725.1
428	フェノプカルブ			3.1E+2	2.0E+1	325.1
457	ジクロルボス	5.4E+2	2.3E+3			2,848.5
合 計		3.2E+3	4.7E+3	2.3E+3	3.9E+2	10547.0

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等